

⇩ 住民税の特別徴収

Q : 当社は、従業員が少ないので源泉所得税の納期の特例の適用を受けています。住民税の納付も毎月納付するのが困難なので、特別徴収から普通徴収に変えたいのですが、こんなことはできますか？

A : 原則として、特別徴収から普通徴収に変更することはできませんが、特別徴収した税額をまとめて納付することはできます。

【解説】

個人の住民税は、市町村が、その市町村内に給与所得者が少ないこと等の特別の事情があり、特別徴収によることが不相当であるという場合を除き、給与所得に関する所得割額及び均等割額の合計額を特別徴収の方法によって徴収しなければならないとされています。

したがって、ご質問の場合、従業員のお住まいの市町村において、給与所得者の数が少ないこと等の特別の事情があり、特別徴収を行っていないという場合以外は、特別徴収により住民税を徴収しなければならず、普通徴収により納めるということではできません。

ただ、給与の支払いを受ける者が常時10人未満であるような場合には、その特別徴収に関する納入金を納入すべき市町村長の承認を受けて、特別徴収した税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を翌年6月10日までに、それぞれまとめて納入することが認められていますのでその方法を検討してみられてはいかがでしょうか。

